

食安発 0819 第 1 号
平成 23 年 8 月 19 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

学校給食等に使用される食品等について

今般の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、食品の安全性確保についてご尽力いただいているところです。

先般、放射性物質に汚染された稲ワラを給与した牛の肉において、暫定規制値を超えるものが学校給食に使用されていたことが判明し、本件については、国会においても議論され、民主党文部科学部門会議においても決議・申し入れがなされたところです。

つきましては、学校給食等に関し、下記のとおり対応方をお願いします。

記

1. 学校給食に使用される食品についての安全性に懸念が生じていることから、教育委員会から給食やその食材の検査の依頼があれば、対応について配慮すること。
2. 正確でわかりやすい情報を提供することが重要であるため、教育委員会に対しても、消費者庁ホームページの情報が適切に提供されるようにすること。
http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/110701food_ga.pdf
3. 食品の汚染状況について正確に理解していただくことが重要であるため、厚労省ホームページに掲載している食品の検査データ等について、教育委員会に対しても適切に情報提供すること。
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html